

令和3年4月19日

保護者の皆様へ

小郡市教育委員会  
教育総務課長  
学校教育課長

### モバイルルーターの無償貸与について

保護者の皆様には、日頃より、小郡市の学校教育活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

小郡市では、1人1台タブレット端末を家庭学習において活用していくため、インターネットへ接続できる環境を整えることが困難なご家庭に、モバイルルーターを無償貸与することとしました。

つきましては、下記内容についてご確認いただき、貸与を希望する場合は必要書類を提出していただきますようお願いします。

#### 記

##### 1. 貸与の対象について

小郡市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、家庭内においてインターネットへの接続環境を整備することが困難なご家庭

##### 2. 貸与品について

モバイルルーター及びその付属品 ※箱に入った状態で貸与します。

(モバイルルーター本体・電池パック・ACアダプタ・microUSBケーブル・取扱説明書)

※管理番号を記載したシールを貼付けていますので、はがさないでください。

※SIMカードは含まれません。通信契約及び通信費は各家庭でのご負担となります。

##### 3. 貸与期間

令和3年度の3月末日（土・日曜日及び祝日を除く。）

但し、最終学年（小学校6年生及び中学校3年生）にあっては、卒業日の前日まで

##### 4. 遵守事項の確認及び貸与申請書の提出について

別紙の「モバイルルーター貸与に係る遵守事項」についてご確認いただき、「モバイルルーター貸与申請書」に必要事項を記載の上、小郡市教育委員会教育総務課（市役所西別館3階）へ提出をお願いします。

##### 5. モバイルルーターの受け取り方法

モバイルルーター貸与申請書提出後、小郡市教育委員会から「学習用タブレット端末等貸与決定通知書」を送付しますので、通知書を持参の上、小郡市教育委員会教育総務課にお越しください。

## 6. モバイルルーターの返却について

- 以下に該当する場合は、速やかにモバイルルーターを返却してください。
  - ①転出等により、児童生徒が小郡市立小・中学校に在籍しなくなった場合
  - ②家庭においてインターネット環境が整備された場合
- モバイルルーター本体及びその付属品（箱・取扱説明書を含む）はすべて返却してください。（SIMカードの抜き忘れにご注意ください。）

## 7. モバイルルーターの故障・紛失・盗難等について

- モバイルルーターの故障や破損、紛失、盗難等の事由により、モバイルルーターの修理や交換が必要となった場合は、速やかに「学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届」を教育委員会教育総務課に提出してください。
- 故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。
- 通常の使用におけるモバイルルーターの故障や破損による修理・交換に係る費用は、原則市が負担します。ただし、故意による故障・破損の場合は、保護者の方に実費を負担していただくことがあります。
- 紛失によるモバイルルーターの交換費用は、保護者の方に実費を負担していただきます。
- 盗難によるモバイルルーターの交換費用は、警察による被害届の受理など、盗難であることが明らかな場合を除き、保護者の方に実費を負担していただきます。

### 【本件問合せ先】

小郡市教育委員会 教育総務課 教育総務係  
TEL：0942-72-2111（内線 562）  
FAX：0942-73-5860

様式第2号（第6条関係）

小郡市教育委員会 様

モバイルルーター貸与申請書

小郡市立小・中学校学習用タブレット端末等貸与規程第6条第2項の規定に基づき、モバイルルーターの貸与を受けたいので申請します。

なお、申請に当たっては、別紙の遵守事項を守ることを誓約します。

【申請日： 年 月 日】

児童生徒 (利用者)	氏名	(フリガナ)		
	在籍校	学 校	学年 及び クラス	年  組
利用者の 保護者	氏名	(フリガナ)	児童 生徒 との 続柄	
	住所	〒		
	連絡先	(自宅)		
		(携帯)		

※モバイルルーターの貸与に関し、小郡市教育委員会担当部署から連絡することがあります。

## モバイルルーター貸与に係る遵守事項

- 1 利用者は、モバイルルーターの使用方法及び取扱いについて、教育委員会及び学校長の指導に従い、細心の注意をもって管理しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) モバイルルーターを利用者以外の者に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) モバイルルーターを売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
  - (3) モバイルルーターに装飾等を行い、貸与開始時の状態に復旧できない状態にすること。
  - (4) モバイルルーターを教育及び家庭学習の目的以外に使用すること。
  - (5) モバイルルーターを利用して、利用者以外の者に対して危害を加えること。
  - (6) 教育委員会や学校長が別に定める学習用タブレット端末の使用に関するルール等に反する行為をすること。
  - (7) その他モバイルルーターの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は学校長からモバイルルーターの管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 4 モバイルルーターを用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行わなければならない。
- 5 貸与を受けたモバイルルーターを利用するための通信事業者との契約及び利用に係る設定は、利用者が行うものとする。
- 6 小郡市（以下「市」という。）及び教育委員会は、貸与したモバイルルーターの利用に係る利用者と通信事業者との契約について一切の関与をしない。
- 7 通信事業者との契約に係る経費、モバイルルーターの通信及び充電に係る経費等貸与を受けたモバイルルーターの利用に係る一切の経費は、利用者の負担とする。
- 8 利用者は、モバイルルーターの紛失、盗難又は利用者の責めに帰すべき事由によりモバイルルーターが毀損したときは、直ちに学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 9 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は2の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者はモバイルルーターの補充、修繕等に要する費用を負担しなければならない。
- 10 利用者は、モバイルルーターの使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、市、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 11 モバイルルーターの使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。
- 12 貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことがある。
  - (1) モバイルルーターの利用者が小・中学校に在籍しなくなったとき。
  - (2) モバイルルーターの管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 13 利用者は、貸与期間終了日までに、モバイルルーターを返却しなければならない。
- 14 利用者は、貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、モバイルルーターを返却しなければならない。
- 15 利用者は、その家庭内においてインターネットへの接続環境が整備された場合は、モバイルルーターを速やかに返却しなければならない。
- 16 利用者は、モバイルルーターの返却時に、利用者の責めに帰すべき事由によるモバイルルーターの毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕し、又は弁償しなければならない。
- 17 利用者は、返却期限までに返却を行わない場合は、モバイルルーターの取得価格を弁償しなければならない。
- 18 利用者の保護者は、モバイルルーターの貸与に関し、利用者が負担すべき一切の債務について、当該利用者と連帯して保証しなければならない。

# モバイルルーターの貸与について

## 1 使用までの手続き

- ① 「モバイルルーター貸与申請書」を教育委員会 教育総務課【市役所西別館3階】へ直接提出する。
- ② 教育委員会から発送された「貸与決定通知書」を受け取る。
- ③ 「貸与決定通知書」を持参し、教育委員会 教育総務課【市役所西別館3階】にてモバイルルーターを受け取る。
- ④ 通信事業者との通信契約（※下記を参照）を行う。
- ⑤ 家庭において、モバイルルーターを使用しインターネットへ接続して、タブレット端末を活用する。

## 2 通信契約

家庭内においてインターネットへの接続環境を整備するために、無償貸与したモバイルルーターの通信契約をしていただく必要があります。

各家庭において、下記を参考に、通信事業者との通信契約を行っていただくようお願いいたします。

### (1) 通信事業者

貸与するモバイルルーターで使用できる SIM カードを取り扱う、下記の通信事業者で通信契約をお願いします。機器に適合する SIM カードのサイズは **micro SIM (マイクロSIM)** です。

※下記内容はモバイルルーターのメーカーから提供された情報です。

IIJ、NTT コミュニケーションズ (OCN モバイル)、ビッグロブ、mineo、ソニーネットワークコミュニケーションズ (nuro モバイル)、楽天モバイル、Y mobile

### (2) 契約プラン

家庭学習に必要な通信量の目安を、月3～5GB(ギガバイト)程度と想定しています。

〈活用例〉・学校から家庭学習の課題や連絡物を受けとる。

・宿題をデータ送信で提出する。

・インターネットで土日に 30 分から 1 時間程度の調べ学習を行う。

契約プランについては、下記にご注意いただき、各家庭でご判断いただきますようお願いいたします。

◆今後、様々な活用方法が想定されますので、通信量の変更が容易なものが望ましいです。

(契約プランには2年間解約できないものや、解約した場合に違約金が発生するものもあります。)

### (3) 契約手続き

・5月中に、タブレット端末を試行的に持ち帰ることを予定しています。それまでには、通信契約の手続きを完了いただくようお願いいたします。

※試行の時期については、各学校から連絡があります。

・児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、インターネットへ接続しての家庭学習を6月以降に行う予定しています。

### (4) 問い合わせ先

モバイルルーターに関する問い合わせは下記にお願いします。

小郡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

TEL 0942-72-2111 (内線 562)